

集会施設建設事業等に対する補助金交付申請の要領

市では、地域コミュニティ活動の活発化を促すため、自治会で活動拠点となる集会施設に対する補助制度を設けています。

1. 建設事業（集会施設の新築、改築および増築ならびに取得）

- 事業費の3分の1以内、800万円上限
 - ※ 戸数が200を超える自治会が延床面積で300㎡を超える集会施設を建設した場合には、1,000万円上限
 - ※ 用地の取得、土地の造成、外構等は対象外（詳細は運用基準に定める）

2. 改修事業（集会施設の改造および修理）

- 対象事業費の2分の1以内、200万円上限
 - ※ 対象事業費が10万円未満の場合は補助対象外

3. 耐震改修事業（集会施設の耐震改修）

- 事業費の2分の1以内、300万円上限
 - ※ 建築士法に定める建築士が法令に基づく設計監理を実施する事業を対象
 - ※ 耐震診断書および補強計画書の提出が条件
 - ※ 事業費が10万円未満の場合は補助対象外

4. 吹き付けアスベスト等確認検査事業

- 事業費の全額、2万5千円上限

5. 吹き付けアスベスト等処理事業

- 事業費の2分の1以内、200万円上限
 - ※ 事業費が10万円未満の場合は補助対象外

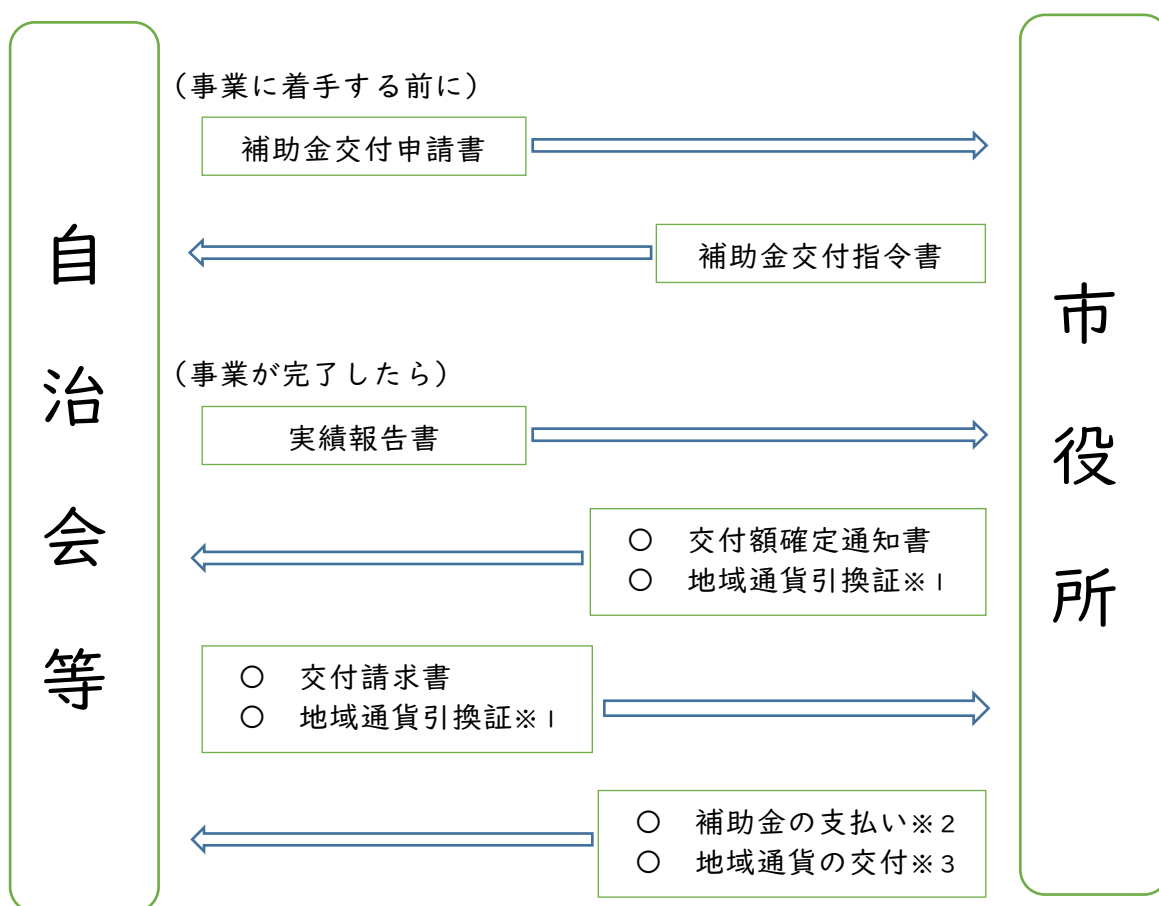
<申請における注意事項>

- 補助額のうち10万円を、地域通貨Kマネーで交付します。

問合せ先：市民文化部地域協働課 自治振興係 TEL：62-1111 内線2101、2102

<補助金等の制度を利用する流れ>

補助金等の制度につきましては、原則として予算の範囲内で補助等が行われます。したがって、全ての補助申請等が必ずしも認められるとは限りません。事前に、担当課に相談していただくことをおすすめしています。



※1 地域通貨Kマネーでの交付をしない場合は、地域通貨引換証は発行しません。

※2 補助金の支払いは、指定口座への入金となります。

※3 地域通貨Kマネーの受け取りの際は、担当課窓口までお越しください。

- 各事業により申請書様式等が異なりますので、事前に各担当課にご相談下さい。
- 可見市のホームページに申請書ダウンロードサービスがあります。トップページから「様式ダウンロード」をご覧ください。